

第3章 ギャンブル等依存症対策の関係事業者の取組

★各段階での現状・課題・対策（取組）概要



事業者	項目	広告・宣伝の在り方	アクセス制限	相談・治療の取組	依存症対策体制整備
日本中央競馬阪神競馬場 ・ 兵庫県競馬組合	現状	射幸心をあおらない	本人又は家族が望む場合、入場制限の実施	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター設置、周知	職員に対し、精神科医を講師とした研修
	課題	射幸心をあおらない 未成年の購入抑止	入場者制限を確実に把握する体制維持	相談が必要な人に応じた利用の促進、周知	研修内容の充実、人材確保、養成等
	対策	メディアの基準を参考に注意喚起の継続	場内巡回数の増加等により、確実な制限実施	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター積極的な周知	職員等に対する継続的な研修実施
尼崎市モーターボート競走場	現状	射幸心をあおらない	入場制限対応ガイドラインの策定	相談窓口の明示・周知、依存症の担当者配置、支援センター設立	ギャンブル等依存症担当者の配置、研修実施、マニュアル整備
	課題	広告・宣伝の指針の策定	制度の認知度が低い	相談体制の更なる強化	依存症担当以外の従業員に対する研修
	対策	H31年度から、メディアの基準を参考に全国的な指針策定に着手	制度の認知度を高めるため、周知方法の見直し、新たな入場管理方法の調査研究	相談・治療機関との緊密な連携に努め、依存症対策の検討に活用	初任者の担当者への研修充実
兵庫県遊技業協同組合	現状	風営適法に基づき広告・宣伝の自主規制	1日の使用上限金額を申告する「自己申告プログラム」の普及	ぱちんこ依存問題の相談機関リハビリサポートネットワーク設置、広報・周知	安心パチンコ・パチスロードバイザーの配置
	課題	ぱちんこ依存問題の発生抑止となる指針策定	プログラム導入店舗数の拡充	適切に対応できる体制確保	アドバイザーの増加、適切な活動の実施
	対策	ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規定により、広告・宣伝に取り組む	自己申告・家族申告プログラムの普及に向けた取組検討、出玉規制強化	相談体制・機能の充実・強化への支援実施	アドバイザーの運用の改善方策について、検討・実施
その他	<p>○県内に場外車券売場のある「競輪」、「オートレース」について、同様の対策を検討要請</p> <p>○賭け麻雀、賭けゴルフ、野球賭博など違法な賭博について、ギャンブル等依存症との関係把握</p> <p>○カジノを含む統合リゾート（IR）の誘致が進められている。今後、カジノを含めた検討が必要</p>				

1 日本中央競馬会 阪神競馬場における取組について

(1) 日本中央競馬会 阪神競馬場における広告・宣伝の在り方

ア 広告・宣伝の抑制

【現 状】

広告については、従前から、メディア側の基準（「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等）に従い、馬券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心をあおる内容にならないよう実施されています。平成29年4月から、競馬場及びウインズで作成するレース開催告知ポスター等に、「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」の表示を順次実施し、広く一般に注意喚起を行っています。

【課 題】

「射幸心をあおらないこと」「未成年の購入抑止」を広報していくことが必要です。

【対 策】

広告・宣伝を行うにあたっては、メディア側の基準を参考に、競馬場及びウインズとして引き続き注意喚起を行っていきます。

イ ギャンブル等依存症対策の普及啓発の推進

【現 状】

ギャンブル等依存症対策の普及啓発として、以下の取り組みを実施しています。

- ・ 「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」の注意喚起標語ステッカーを競馬場及びウインズの勝馬投票券発売機などに掲示している他、事業所内のビジョンにて放映
- ・ 20歳未満の者の勝馬投票券購入が禁止されている旨の場内放送
- ・ 日本中央競馬会のギャンブル等依存症対応に係るお問い合わせ先やご相談先（「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」）等を掲載したポスターを掲示
- ・ ギャンブル等依存症問題啓発週間（5/14～20）において、「ポスターやビジョンでの啓発週間の告知や公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターの紹介」「警備員による未成年声かけ強化」等の取り組み
- ・ 精神科医によるギャンブル障害の解説、厚生労働省によるギャンブル等依存症の実態に係る調査結果、「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の相談先を掲載したリーフレットを来場者に配布

【課 題】

参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議第5項の趣旨も踏まえ、特に大学生・社会人となる青少年や若い世代を対象に、ギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組む必要があります。

(附帯決議第5)

政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。

【対 策】

現状の取組みに加えて、県内の自助グループや民間団体のパンフレットを設置するなど、ギャンブル等依存症に関する各般の普及啓発活動を通年実施します。

(2) 日本中央競馬会 阪神競馬場におけるアクセス制限等

ア アクセス制限の強化に向けた検討

【現 状】

ギャンブル等依存症である者等が馬券購入をやめることを望む場合又はその家族が馬券購入をやめさせることを望む場合に、入場制限等を順次、実施してきました。この実施に当たり、マニュアル等の整備や警備員等に対する教育・指導の徹底等を実施してきました。

【課 題】

入場制限については、今後も引き続き、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、入場制限者を確実に把握する体制を維持する必要があります。

【対 策】

競馬場及びウインズへの入場制限について、引き続き、入場口及び勝馬投票券発売機付近への警備員の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、入場制限者と思われる者を確実に把握し、入場制限します。

イ 20歳未満の者の購入禁止の強化及

【現 状】

20歳未満の者と思われる者に対し、警備員等による声かけ及び年齢確認を実施しています。

この実行に当たっては、日本中央競馬会全体の指針である「競馬場・ウインズにおける未成年への対応要領」に沿って、取組みの強化を図りました。

【課 題】

今後も引き続き、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、20歳未満の者と思われる者を確実に把握し、購入を制限する体制を維持する必要があります。

【対 策】

入場口及び勝馬投票券発売機付近への警備員の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、20歳未満の者と思われる者を確実に把握し、購入を制限します。

(3) 日本中央競馬会 阪神競馬場における相談・治療の取組

ア 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化

【現 状】

平成30年4月に、全国公営競技施行者連絡協議会において、専門スタッフ（臨床心理士）がカウンセリングを行う公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター（以下「公営競技カウンセリングセンター」という。）を設置しています。

そして、注意喚起標語や日本中央競馬会のギャンブル等依存症対応に係るお問い合わせ先やご相談先（「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」）等を掲載したポスターを掲示しています。また、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5/14～20）において、ビジョンで啓発週間の告知と「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の紹介を実施しています。

【課 題】

これまで、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターの問合せ先は、競馬場及びウインズにおけるポスター、リーフレットで周知してきましたが、相談を必要としている人に応じた利用がなされるよう、さらなる周知を図る必要があります。

また、各地域の連携協力体制に、公営競技主催者として、積極的に参画し、連携を図る必要があります。

【対 策】

公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターを積極的に周知いたします。

さらに、令和2年から、県内の包括的な連携協力体制に参画し、相談・治療機関等と情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図ります。

(4) 日本中央競馬会 阪神競馬場における依存症対策の体制整備

ア 従業員教育の推進の新設等による体制強化

【現 状】

職員に対して、ギャンブル等依存症の専門的知見を有する精神科医を講師としたビデオ研修やe-ラーニングを活用した研修を行っている他、従業員に対しても相談窓口や相談受付方法などの周知を行っております。

また、競馬場において、ギャンブル等依存症対策責任者を設置しております。

【課 題】

引き続き、役職員に対するギャンブル等依存症に関する研修を、内容の充実を図りつつ実施し、十分な知識を有する人材の確保、養成等に努める必要があります。

【対 策】

職員や従業員に対するギャンブル等依存症に関する継続的な研修を引き続き実施します。

2 兵庫県競馬組合における取組について

(1) 兵庫県競馬組合における広告・宣伝の在り方

ア 広告・宣伝の抑制

【現 状】

広告については、従前から、メディア側の基準（「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等）に従い、馬券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心をあおる内容にならないよう実施しています。全てのレース開催告知ポスターや競走番組表等に、「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」などの表示を順次実施し、広く注意喚起を行っています。

【課 題】

広告・宣伝の在り方については、「射幸心をあおらないこと」「未成年の購入抑止」の観点から広報することが重要です。

【対 策】

広告・宣伝を行うにあたっては、その内容が射幸心をあおるものとならないよう努めるとともに、メディア側の基準を参考に、競馬場及び場外発売所において、引き続き注意喚起を行ってまいります。

イ ギャンブル等依存症対策の普及啓発の推進

【現 状】

これまで、全てのレース開催告知ポスターや競走番組表等に、「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」などの表示を順次実施し、広く注意喚起を行ってきました。

特に、国（農水省競馬監督課）や地方競馬全国協会（地全協）と連携を図り、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、『5月14日から5月20日』の「ギャンブル等依存症対策啓発週間」での取組として、啓発ポスター等の掲示、大型ビジョンや場内放送による普及啓発、さらには、ホームページでは「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」の紹介も行うとともに、場内警備員による声掛け強化など実施しています。

【課 題】

参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議第5項の趣旨も踏まえ、特に大学生・社会人となる青少年や若い世代を対象に、ギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組む必要が

あります。

【対 策】

ギャンブル等依存症に関する各般の普及啓発活動を通年実施するとともに、他の公営競技施行者等と共同で、毎年度の啓発週間をターゲットに、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑止につながる知識の普及といった啓発活動（ポスター等含む）を今後も継続的に取り組みます。

また、自助グループや支援団体と連携し、自助グループや民間団体のパンフレット、その活動チラシなどを配置し、ギャンブル等依存症対策の普及啓発を図ります。

（２）兵庫県競馬組合におけるアクセス制限等

ア アクセス制限の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討

【現 状】

ギャンブル等依存症である方が馬券購入をやめることを望む場合又はその家族が馬券購入をやめさせることを望む場合には、入場制限等を実施しております。また、その実施にあたっては、マニュアル等の整備や警備員等に対する教育・指導の徹底なども実施しています。

【課 題】

入場制限については、今後も引き続き、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、入場制限者を確実に把握する体制を維持する必要があります。

また、コロナ禍の中、今後、景気の影響等により、警備員等の人材確保がより難しくなることも想定されます。入場制限等をより効率的に特定するため、研究開発がなされている支援ツール等について、その導入の可能性を検討する必要があります。

【対 策】

競馬場及び場外発売所への入場制限について、引き続き、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化や警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、入場制限が必要と思われる方を確実に把握し、更なる入場制限の強化に努めます。

イ 20歳未満の方の購入禁止の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討の推進

【現 状】

20歳未満と思われる方に対し、警備員等による声かけや年齢確認を行うことにより、馬券の購入及び20歳未満の方のみによる場外馬券売場への入場規制を実施しております。

なお、実施に当たっては、「地方競馬における未成年者による勝馬投票券購入等防止対策指針」に基づき、本組合においても取組の強化を図り、警備員等に対する教育、指導等も徹底してきました。

【課 題】

引き続き、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、20歳未満の者と思われる方を確実に把握し、購入を制限する体制を維持する必要があります。

また、20歳未満の方をより効率的に特定するためにも、研究開発が進む顔認証システム等の支援ツールの導入の可能性を検討する必要があります。

【対 策】

今後も極力入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、20歳未満と思われる方を確実に把握し、馬券の購入を制限します。

また、入場制限者等をより効率的に捕捉するための支援ツールとして、研究開発が進む顔認証システム等について、その導入の可能性について検討します。

ウ インターネット投票におけるアクセス制限の強化等

【現 状】

これまで、インターネット投票におけるアクセス制限については、ギャンブル等依存症である方又はその家族等がインターネット投票による馬券購入をやめることを望む場合には、利用停止措置を既に実施しています。

ギャンブル等依存症の注意喚起表示として、インターネット投票のログイン画面においては、「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」などの注意喚起が表示されるとともに、さらに、本組合では、ホームページ上、相談窓口及び「公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター」等の紹介なども掲載しています。

【課 題】

現在、インターネットの投票サイトにおいては、本人が購入限度額の設定を望む場合に対応するシステムの開発が進められていますが、できる限り早期の整備が必要です。

【対 策】

購入限度額設定者に購入限度額と最新の購入額を画面上に表示する開発が進められているシステムの導入なども今後検討します。

(3) 兵庫県競馬組合における相談体制

ア 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化

【現 状】

平成30年4月に、全国公営競技施行者連絡協議会において、専門スタッフ（臨床心理士）がカウンセリングを行う公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター（以下「公営競技カウンセリングセンター」という。）が設置され、本組合においても施設紹介などその活用を支援しています。

また、本組合でも職員がギャンブル等依存症に関する専門的知識を有する精神科医が講師となった研修会には積極的に参加しています。

【課 題】

これまで、公営競技カウンセリングセンターの問合せ先は、競馬場及び場外発売所におけるポスター、リーフレット、ホームページ等でも周知してきておりますが、今後、相談を必要とする方に、利用が進むよう、更なる周知・徹底を図る必要があります。

【対 策】

本組合においては、競馬場や場外発売所、ホームページにおいて、公営競技カウンセリングセンターを積極的に周知します。

また、ギャンブル等依存症に関する継続的な研修会に参加することなどにより、ギャンブル等依存症に関する知識を有する人材の安定的な確保を図ります。

さらに、各地域の包括的な連携協力体制にも参画し、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターなどの相談・治療機関と情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図ります。

(4) 兵庫県競馬組合における依存症対策の体制整備

ア 組合職員教育の推進、ギャンブル等依存症対策最高責任者の新設等による体制強化

【現 状】

ギャンブル等依存症に関する専門的知識を有する精神科医が講師となった研修会に積極的に参加しています。

また、ギャンブル等依存症対応の責任者の設置やお客様への対応方法なども規定した「兵庫県競馬組合依存症相談窓口対応マニュアル」を策定（H30.11）しています。

【課 題】

今後、対するギャンブル等依存症に関する研修を役職・一般職員等にも拡大し、内容の充実を図り、十分な知識を有する人材の確保と養成等に努める必要があります。

【対 策】

役職・一般職員等に対するギャンブル等依存症に関する継続的な研修を引き続き実施するとともに、一元的な指導等体制について、強化を図ります。

3 尼崎市モーターボート競走場における取組について

(1) モーターボート競走場における広告・宣伝の在り方や依存症対策の推進

ア 広告・宣伝の抑制

【現 状】

モーターボート競走のテレビコマーシャルは、従前から、メディア側の基準（「一般社団法人日本民間放送連盟放送基準」等）に従い、舟券購入を想起させる表現、高額の中がある旨の表現、ゴール映像等を用いないなど射幸心をあおる内容にならないよう実施されています。

また、施行者は、ギャンブル等依存症の注意喚起のための標語（「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」）を掲載したポスターを作成し、全ての競走場及び場外舟券売場において掲示しています（平成 29 年 3 月）。全国的なテレビコマーシャル（平成 29 年 9 月）や開催告知ポスター（平成 29 年 10 月）にも注意喚起標語を掲載しています。

【課 題】

広告・宣伝の在り方について、現在、施行者側による自主的な指針がないことに加え、注意喚起は、競走場や場外舟券売場に掲出した啓発ポスターや、テレビコマーシャル、開催告知ポスター、オフィシャルウェブサイト等において実施しているものの、更なる啓発に努めるため、広告・宣伝の全国的な指針の策定が必要です。

【対 策】

一般社団法人全国モーターボート競走施行者協議会（以下「全施協」という。）、一般財団法人日本モーターボート競走会、公益財団法人日本財団、公益社団法人日本モーターボート選手会及び一般財団法人 BOATRACE 振興会（以下「モーターボート競走関係団体」という。）は、広告・宣伝を行うに当たり、その内容が射幸心をあおるものとならないようにするとともに、注意喚起の更なる啓発を図るため、平成 31 年度から、メディア側の基準を参考に広告・宣伝に関する全国的な指針の策定に着手し、令和 3 年度までに公表します。

同指針には、テレビコマーシャルにおいて、注意喚起標語を視聴者が十分に視認できるよう、一定の文字の大きさと秒数を確保するなどの内容を盛り込みます。

イ 普及啓発の推進

【現 状】

○ 競走場等におけるギャンブル等依存症の啓発等

インターネット投票サイトにおいて、ギャンブル等依存症の注意喚起を表示（平成 29 年 3 月）するとともに、相談窓口の案内を掲載（平成 29 年 6 月）しているほか、相談窓口の連絡先をウェブサイトに掲載するとともに、出走表にギャンブル等依存症の注意喚起を掲載（平成 29 年 8 月）しています。

また、公営競技施行者団体共同で公営競技共通の注意喚起・啓発ポスターを作成し、全ての競走場及び場外舟券売場において掲示しています。

さらに、一般財団法人ギャンブル依存症予防回復支援センター（以下「支援センター」という。）において、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発のためのリーフレットを作成し、全ての競走場及び場外舟券売場の相談窓口等において配布しています。

【課題】

競走場、場外舟券売場、テレビコマーシャル、開催告知ポスター及びインターネット投票サイトにおいて注意喚起を実施していますが、発症抑止につながる知識の普及といった観点での施策が必要です。

【対策】

啓発ポスターを作成するとともに、SNS 等も効果的に活用し、広く青少年に正しいギャンブルの知識が伝播するよう取り組みます。

さらに、平成 31 年度以降、全施協が、他の公営競技施行者等と共同で、毎年度の啓発週間をターゲットに、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、SNS 等も効果的に活用し、発症抑止につながる知識の普及といった更なる啓発活動（ポスター・セミナー等）に継続的に取り組みます。

また、自助グループや支援団体と連携し、自助グループや民間団体のパンフレット、その活動チラシなどを配置し、ギャンブル等依存症対策の普及啓発を図ります。

(2) モーターボート競走におけるアクセス制限等

ア ICT 技術の活用による、本人・家族申告によるアクセス制限の強化

【現状】

本人や家族からの申告に基づく入場制限については、全ての競走場及び場外舟券売場における相談対応方法や入場制限方法の統一を図るため、本人から申告があった際に入場制限を実施するための入場制限対応ガイドラインを策定（平成 29 年 7 月）し、その後、医師や弁護士などの専門家の意見を踏ま

え随時改訂し、具体的な入場制限対応マニュアルのひな形を策定しました（平成 29 年 9 月）。

また、同ひな形を基に、全ての競走場及び場外舟券売場においてそれぞれの実態に即した場ごとの相談窓口対応マニュアルを策定（平成 29 年 12 月）し、当該マニュアルに基づく本人申告に基づく入場制限（平成 29 年 7 月）及び家族申告に基づく入場制限（平成 30 年 10 月）を実施しています。

【課題】

競走場及び場外舟券売場における本人・家族申告によるアクセス制限の実績が少ないことは、制度の認知度が低い可能性もあることから、更なる周知が必要です。

また、現在は入場制限の対象者が少ないことから警備員の目視により対象者を特定できているが、今後は、対象者を特定する精度を向上させる必要があります。

【対策】

全施協は、競走場及び場外舟券売場におけるアクセス制限制度の認知度を向上させるため、ウェブサイトや広告等における周知方法を見直します。

また、競走場及び場外舟券売場における入場制限において、対象者を特定する精度を向上させるための新たな入場管理方法の調査研究を実施します。

対象者を特定する技術の先進事例を参考としつつ、ICT 技術を活用した入場管理方法についての研究を開始し、その導入の可能性を検討します。

イ 競走場・場外舟券売場における 20 歳未満の者の購入禁止の強化

【現状】

○ 20 歳未満の者の舟券購入禁止等に係る注意喚起の徹底

20 歳未満の者による舟券購入が禁止されている旨の注意喚起は、従来、の競走場及び場外舟券売場において告知等により行っていましたが、20 歳未満の者による舟券購入防止策を引き続き徹底するため、20 歳未満の者による舟券購入禁止のための標語を掲載したポスターを作成し、競走場及び場外発売場において掲示しています。

また、全ての競走場及び場外舟券売場の出走表に、20 歳未満の者による舟券購入が禁止されている旨の注意喚起を表示するとともに、場内映像のテロップ及び場内放送においても同様の注意喚起を実施しています。

なお、インターネット投票においては、全員登録時の年齢確認によって入会者が 20 歳未満の者でないことを確認しており、インターネット投票サイトに

20歳未満の者の舟券購入が禁止されている旨の注意喚起を表示しています。

○ 競走場及び場外舟券売場における警備の徹底

20歳未満の者による舟券の購入を防止するため、20歳未満の者と思われる者に対する警備員等による声かけ及び年齢確認を行っていましたが、20歳未満の者による舟券購入防止策を引き続き徹底するため、警備計画書等に20歳未満の者による舟券の購入を防止するための確認を徹底する旨を明記します。

【課題】

近年、競走場を地域活性化拠点として位置付け、地域に開放し、地域社会のコミュニティづくりにも活用する取組を行っており、保護者同伴で20歳未満の者が来場する機会があることから、警備責任者や警備員等に対する教育・指導を行い、警備を引き続き徹底する必要があります。

【対策】

20歳未満の者の購入禁止の強化を図るため、平成31年度以降に、各競走場及び場外舟券売場において、場内モニター等により、20歳未満の者による舟券の購入防止に関する注意喚起をより一層強化して実施します。

ウ 購入限度額設定システムの早期導入等によるインターネット投票のアクセス制限の強化

【現状】

インターネット投票については、本人申告によるアクセス制限（解約又は利用停止）（平成29年10月）及び家族申告によるアクセス制限（平成30年4月）の仕組みを構築し実施しています。

インターネット投票サイトにおいてギャンブル等依存症の注意喚起（標語「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」）を表示（平成29年3月）するとともに、相談窓口の案内を掲載（平成29年6月）したほか、ウェブサイト相談窓口の連絡先を掲載（平成29年8月）しています。

【課題】

インターネット投票によるアクセス制限の実績が少ないことは、制度の認知度が低い可能性もあることから、更なる周知が必要です。

本人申告により購入限度額の設定を可能とするシステムの整備は、次期システム改修時期である令和4年度中の導入が予定されているが、できる限り早期の整備が必要です。

【対 策】

モーターボート競走関係団体は、平成 31 年度からインターネット投票サイトの注意喚起の表示方法を見直し、内容についてもより分かりやすく効果的に明示します。

また、平成 31 年度からインターネット投票会員向けのメールマガジン等で、定期的にギャンブル等依存症の注意喚起や相談窓口等の案内を開始します。

さらに、本人申告による購入限度額の設定を可能とするシステムの早期整備を図るため、次期システム改修時期に合わせた令和 4 年度中の導入計画を見直し、本システム整備のみを 2 年間前倒して改修し、令和 2 年度中の導入を目指します。

エ 競走場及び場外舟券売場の ATM の撤去

【現 状】

競走場及び場外舟券売場は、平成 31 年度から順次、競走場及び場外舟券売場に設置されている全ての ATM について、キャッシング機能の廃止又は ATM の撤去を行い、場内におけるキャッシングサービスを廃止しており、尼崎市モーターボート競走場においては、平成 30 年 3 月末で ATM を撤去しています。

(3) モーターボート競走における相談・治療の取組

ア ギャンブル依存症予防回復支援センター等における相談体制の強化

【現 状】

○ 相談窓口の明示・周知

インターネット投票サイトに相談窓口の案内を掲載し、また、施行者は、全ての競走場及び場外舟券売場のウェブサイトにも相談窓口の連絡先を掲載（平成 29 年 8 月）することにより、相談窓口を明示・周知しています。

○ 相談対応体制の整備

競走場及び場外舟券売場にギャンブル等依存症の担当者を配置（平成 29 年 7 月）するとともに、依存症相談窓口運用マニュアルを整備（平成 29 年 12 月）しています。

【課 題】

支援センターについては、競走場及び場外舟券売場におけるポスター、リーフレット、ウェブサイト等で周知してきましたが、相談体制の更なる強化を図るため、更なる周知に着手する必要があります。

【対 策】

地域の包括的な連携協力体制に施行者等が参画し、地域の相談・治療機関と

の緊密な連携に努め、それぞれの依存症対策の改善に向けた検討に活用します。

(4) モーターボート競走における依存症対策の体制整備

ア 従業員教育の推進、ギャンブル等依存症対策統括管理者の設置等による体制強化

【現 状】

競走場及び場外舟券売場にギャンブル等依存症の担当者を配置（平成 29 年 7 月）し、担当者向けの研修を実施（平成 29 年 9 月）するとともに、依存症相談窓口運用マニュアルを整備（平成 29 年 12 月）しており、また、競走場及び場外舟券売場において、ギャンブル等依存症対策に係る責任者を配置しています。

【課 題】

知識の向上や理解を深める従業員教育を行うため、ギャンブル等依存症の担当者向けの研修を随時行っているが、依存症担当以外の従業員に対する研修は行っていません。

ギャンブル等依存症対策は各施行者が実施するが、モーターボート競走におけるギャンブル等依存症対策（相談対応等）が競走場や場外舟券売場ごとに異なることのないよう運用する必要があります。

【対 策】

ギャンブル等依存症に対する責任ある従業員教育を実施するとともに、人事異動等による一時的な対応レベルの低下が生じないように、ギャンブル等依存症の担当者（初任者）への研修を充実させます。

イ 各施行者における「ギャンブル等依存症対策実施規程」の制定

【現 状】

各施行者において、モーターボート競走実施に係る規程について必要な改正を行う（平成 30 年 4 月）とともに、全施協において策定した入場規制ガイドライン（平成 30 年 7 月）に基づき、ギャンブル等依存症の相談窓口における運用マニュアルを作成（平成 30 年 7 月以降順次）しました。

【課 題】

これまで、ギャンブル等依存症対策は、既存の規程を改正するとともに、マニュアル、ガイドライン等を別々に制定しているが、有益に活用するため

に見直しが必要です。

【対 策】

ギャンブル等依存症対策に係る規程、マニュアル等をより一層有益に活用するため、体系的に整理します。

そのために、全施協は、モーターボート競走における画一的なギャンブル等依存症対策を実施するため、平成31年度に、モーターボート競走関係団体と連携して、ギャンブル等依存症対策に必要な規程の精査及び取りまとめ方法等についての検討に着手し、さらに、令和3年度までに、ギャンブル等依存症対策に係る既存の規程等を体系的に整理するとともに、施行者における「ギャンブル等依存症対策実施規程」を整備します。

4 兵庫県遊技業協同組合における取組について

(1) 兵庫県遊技業協同組合における広告・宣伝の在り方

ア 全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制

【現 状】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第16条において、ぱちんこ営業者は、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告・宣伝をすることが禁止されており、ぱちんこ業界においては、同法で禁止される広告・宣伝が行われないう、広告・宣伝の内容に関する自主規制の策定などの取組が行われています。

また、依存（のめり込み）問題の発生を未然に防ぐため、平成26年10月、業界団体が定めた共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」をぱちんこ営業所のチラシ等に一定の大ききで掲載する取組を開始しました。その後策定された「パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応ガイドライン」及び「パチンコ店における依存（のめり込み）問題対応運用マニュアル」（以下「依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等」という。）においては、ぱちんこへの依存問題の相談機関であるリカバリーサポート・ネットワーク（以下「RSN」という。）の相談窓口と併せ、共通標語のテレビ、ラジオ、新聞、折込チラシなどの各種媒体における活用、ぱちんこ営業所経営企業及びぱちんこ営業所のウェブサイトにおける掲載、ぱちんこ営業所内のデジタルサイネージ*における表示等を促すなど、ぱちんこへの依存防止対策を推進しています。

また、依存症対策の一環として、「子どもの車内放置事故防止」を強力に進めており、

- 子どもの車内放置事故防止マニュアルを作成して、店員による定期的な駐車場等の巡回
- 定期的な店内放送による注意喚起の徹底等を行ったことにより、去年は、5件の車内放置を発見して事故の未然防止を図るなどの成果が出ています。

【課 題】

ギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をできるだけ少なくする必要性が指摘される中、広告・宣伝がぱちんこへの依存問題の発生を抑止に資するものとなるよう指針を策定する必要があります。

【対 策】

現在運用している依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等における広告・宣伝に係る規定を基に、平成31年度に、業界において策定することとしているぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程により、広告・宣伝に取り組みます。

同指針には、テレビ、ラジオ、新聞、折込チラシなどの各種媒体における広告・宣伝について、注意喚起の文言を一般の方が十分に視認できるよう、

一定の文字の大きさと秒数を確保するなどの表現方法の基準等について盛り込むことが検討されています。

イ 普及啓発の推進

【現 状】

ぱちんこ業界においては、かねてよりぱちんこへの依存問題に関する啓発活動を実施してきており、RSNの相談窓口告知ポスター、依存対策啓発ステッカー等の掲示を推進するとともに、ぱちんこへの依存防止対策の専門員である「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」（以下「アドバイザー」という。）を配置し、リーフレット等を活用して、RSN、自己申告プログラム・家族申告プログラム及び保健所・精神保健福祉センター等の紹介を行う取組を進めています（平成29年4月）。

また、ぱちんこへののめり込みを防止するための共通標語を策定し、RSNの相談窓口と併せ、共通標語のテレビ、ラジオ、新聞、折込チラシなどの各種媒体における活用、ウェブサイトにおける掲載、デジタルサイネージにおける表示等を促すなど、ぱちんこへの依存防止対策を推進しています。

【課 題】

ウェブサイト等において、ぱちんこへの依存問題に関して注意喚起を実施しているが、その抑止につながる知識の普及といった観点での取組が必要です。

【対 策】

参議院・内閣委員会におけるギャンブル等依存症対策基本法案に対する附帯決議第5項も踏まえ、業界において、SNS等も効果的に活用し、ぱちんこへの依存問題の発生の抑止につながる知識の普及啓発を図ります。

具体的には、啓発週間を中心に、客に対するリーフレットなどの啓発資料を配布し、青少年を含む一般向けの取組を実施することにより、ぱちんこへの依存問題やその対策について広く普及啓発を図ります。

また、自助グループや支援団体と連携し、自助グループや民間団体のパンフレット、その活動チラシなどを配置し、ギャンブル等依存症対策の普及啓発を図ります。

(2) 兵庫県遊技業協同組合におけるアクセス制限等

ア 自己申告プログラムの周知徹底、本人同意のない家族申告による入店制限の導入等

【現 状】

ぱちんこ業界では、ぱちんこ営業所の顧客会員システムを活用して、客が1日の遊技使用上限金額等を自ら申告し、設定値に達した場合、ぱちんこ営業所の従業員が当該客に警告する「自己申告プログラム」の普及に取り組んでおり、同プログラムの導入店舗数は、平成30年12月末時点で、2,195店舗まで拡大しています。そのうち、兵庫県内では150店舗（令和2年10月15日現在）が導入しています。

同プログラムは、平成27年10月から運用を開始し、当初は申告対象が1日の遊技使用上限金額にとどまっていたところ、平成29年12月からは、申告対象を1日の遊技時間や1か月の遊技回数、入店の制限にも拡大するとともに、利用者の同意を得た家族からの申告に基づき、当該利用者のぱちんこ営業所への入店を制限する取組（「家族申告プログラム」）も開始しています。

また、令和2年3月制定の最新マニュアルにおいて、家族申告による入店制限プログラムの申込み時に遊技者本人の同意書を不要とする要件を追加しました。

【課題】

自己申告プログラム・家族申告プログラムの導入店舗数が更に拡大するよう、引き続き、両プログラムの普及に取り組む必要があります。また、両プログラムを必要とする利用者やその家族にとって利用しやすい環境の構築も求められています。

【対策】

平成31年度に、利用者本人の同意のない家族からの申告に基づく入店制限について導入を開始するとともに、自己申告プログラム・家族申告プログラム両プログラムの普及に向けた取組を検討・実施します。

また、令和3年度までに、両プログラムへの申告に当たり、ウェブサイトから申込書の様式を入手できるようにすることや、複数店舗に申告する際の書類作成などの手続に係る負担の軽減に資する取組を実施するとともに、顔認証システムの活用に係るモデル事業等、申告対象者の把握を容易にする取組についても検討します。

イ 入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施

【現状】

風営適正化法第22条第1項第5号において、18歳未満の者をぱちんこ営業所に客として立ち入らせることは禁止されており、従業員の巡回、監視カメラの設置等を実施し、18歳未満の者と思われる者を把握した場合は年齢確認を行っているほか、ぱちんこ営業所の賞品提供場所に年齢確認シートを備え、賞品提供時に、18歳以上かどうか判別が難しい客に対して指差し確認を求め、年齢確認を実施する取組を行っています（平成29年5月）。

【課 題】

18歳未満の者のぱちんこ営業所への立入りを防ぐ取組を更に推進するためには、客の年齢確認に当たり、身分証明書の提示を求め、応じない客を退店させるなどの対応が適切であると考えられます。依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等には、18歳未満の者の立入禁止の徹底について記載はあるものの、客の年齢確認時の身分証明書の提示について明記されていません。

【対 策】

平成31年度に、18歳未満の可能性があると認められる者に対し身分証明書による年齢確認を原則として実施する方法について検討します。

(3) 兵庫県遊技業協同組合における施設内の取組

ア ぱちんこ営業所のATM等の撤去等

【現 状】

一部のぱちんこ営業所には、客の利便性向上等を図る観点から、ATMが設置されています。そのATMについては、キャッシング機能やローン機能を有しておらず、1日3万円、1か月8万円の利用制限が設けられています。

また、一部のぱちんこ営業所では、デビットカード*によりぱちんこができるシステムが導入されています（1日3万円の利用制限あり。）。

【課 題】

兵庫県内のぱちんこ営業所では、ATMは設置されておりませんが、一部の営業所では、デビットカードシステムの利用によりぱちんこをすることが可能となっています。

【対 策】

平成31年度に、ぱちんこ営業所のデビットカードシステムの撤去等に向けた検討に着手し、その結果に基づき順次、撤去等を推進します。

イ 出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入

【現 状】

ぱちんこへの依存問題に係る実態を踏まえ、客の過度な遊技を抑制するため、出玉規制の強化等を内容とする風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家

公安委員会規則第 4 号。以下「遊技機規則」という。) の改正規則を制定し、平成 30 年 2 月から施行しました。出玉規制の強化等に係る改正事項は、以下のとおりです。

○ 出玉規制の強化

ぱちんこ遊技機について、施行規則に規定する著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準として、平均的な遊技時間（4 時間）における遊技機の遊技球獲得性能に係る基準を新設し、4 時間にわたり遊技球を連続して発射させた場合において獲得できる遊技球の数が発射させた遊技球の数の 1.5 倍を超えることがある性能を有する遊技機であること等を規定するとともに、遊技機規則に規定する遊技球の獲得に係る遊技機の性能に関する技術上の規格として、遊技球の試射試験を 4 時間行った場合において、獲得する遊技球数の総数が発射させた遊技球数の総数の 1.5 倍に満たないものであること等を追加しました。

既存の 1 時間、10 時間に係る基準及び技術上の規格についても、4 時間の規制と同程度の厳しさとなるよう見直しを行い、改正前の 3 分の 2 程度の水準としました。

回胴式遊技機、アレンジボール遊技機及びじゃん球遊技機についても、ぱちんこ遊技機と同様に 4 時間（回胴式遊技機は、1,600 回遊技）における遊技球等獲得性能に係る基準の新設等を行いました。

○ 大当たり出玉規制の強化

いわゆる大当たりとは、役物連続作動装置の作動により、通常の遊技時に比べて大量の遊技球等の獲得が可能となる状態をいうものであるが、ぱちんこ遊技機について、役物連続作動装置の性能に係る基準を見直し、当該装置の作動により獲得できる遊技球数の上限を 2,400 個から 1,500 個へと引き下げました。

回胴式遊技機についても、役物連続作動装置の性能に係る基準を見直し、当該装置の作動により獲得できる遊技メダル数の上限を 480 枚（遊技球数にあつては、2,400 個）から 300 枚（遊技球数にあつては、1,500 個）へと引き下げるなどしました。

○ 出玉情報等を容易に確認できる遊技機に係る規格の追加

遊技機の射幸性が過度に高まることを防止するため、出玉情報等を容易に確認できる遊技機に係る規格を定めました。

また、ぱちんこ業界の自主的な取組として、ぱちんこ営業所において出玉情

報等を確認するための装置を遊技機に付加する取組が、回胴式遊技機については平成 28 年 10 月から、ぱちんこ遊技機については平成 30 年 2 月から、それぞれ実施されています。

【課 題】

本規則改正における経過措置が終了するまでに、出玉規制を強化され射幸性が抑制された改正後の規則に適合する遊技機へ全て入れ替える必要があります。

また、遊技機規則の改正により規格を追加した出玉情報等を容易に確認できる遊技機については、現在、業界において、導入に向けた検討を行っているところです。

【対 策】

改正規則の経過措置が終了する平成 33 年春までに、出玉規制が強化され射幸性が抑制された改正後の規則に適合する遊技機に全て入れ替えることに万全を尽くします。

(4) 兵庫県遊技業協同組合における相談・治療の取組

ア 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援

【現 状】

現在、ぱちんこ業界においては、RSN に対して、ぱちんこ営業者団体、遊技機製造業者団体、遊技機販売業者団体等からなる「パチンコ・パチスロ産業 21 世紀会」（以下「21 世紀会」という。）が支援金を拠出するとともに、ぱちんこ営業所から従業員を外向させ相談業務の補助等を行わせる取組（平成 29 年 5 月）に関する経費も 21 世紀会が負担するなど、ぱちんこへの依存問題に係る団体への支援が行われています。

【課 題】

ギャンブル等依存症である者等が支え合って回復を図る活動等を行っている民間団体等に対しては、現在、業界として十分な支援ができていないことから、今後は、ギャンブル等依存症である者等に対して、相談段階のみならず、回復・予防段階においても支援を行うなど、重層的かつ多段階的な取組を推進することとします。

【対 策】

業界において、専門の機関を設置し、毎年度、公募に基づく審査を行い、

回復支援施設への補助など、ギャンブル等依存症である者等が支え合って回復を図る活動等を行っている民間団体等に対する支援を実施するとともに、その実績について報告書を作成・公表します。

イ ぱちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介

【現 状】

業界では、RSN を設立し、ぱちんこへの依存等についての電話相談を受け付け、必要に応じて医療機関、精神保健福祉センター等を紹介しています。

また、各営業所においても、客やその家族からぱちんこへの依存（のめり込み）についての相談があった場合、アドバイザーが、必要に応じて、「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を活用するなどして、RSN、精神保健福祉センターなどの相談機関等を紹介しています。

【課 題】

ぱちんこへの依存問題を抱える人に、必要に応じ専門医等を紹介することにより、専門性の高い医療等をより身近で受けられる環境を作る必要があります。

【対 策】

県が選定した依存症専門医療機関等の情報を安心パチンコ・パチスロリーフレットに付加し周知を図るなど、ぱちんこへの依存問題を抱える人が適切な医療等を受けることを容易にする環境を整えます。

ウ リカバリーサポート・ネットワーク (RSN) の相談体制の強化及び機能拡充のための支援

【現 状】

ぱちんこへの依存問題の相談機関である RSN は、平成 18 年 4 月に全日遊連の支援により設立され、ぱちんこへの依存等についての電話相談を受け付け、必要に応じて医療機関、精神保健福祉センター等を紹介しています。平成 23 年度からは、21 世紀会による支援に移行しており、ぱちんこ業界全体で RSN の活動を支えています。

また、ぱちんこへの依存問題を抱える人の家族からの相談をより多く受け付けられるよう、RSN において相談を受け付けていることについての家族に対する情報発信を強化するため、ぱちんこ営業所の広告に、のめり込みに対する注意喚起標語とともに、RSN の相談窓口を掲載する取組を進めており、その際、ぱちんこ営業者が容易に広告に RSN の相談窓口を掲載することができるよう、紹介用のフォーマットを業界団体のウェブサイトに掲載しています。そ

のほか、ぱちんこ営業所に RSN の相談窓口を掲載したリーフレットを置いて周知を図っています。

このような広報・周知の取組等を推進したこと等により、RSN への相談件数は増加傾向にあります。

【課題】

RSN に係る広報・周知の取組等により、今後、相談件数が一層増加することが予想され、これに適切に対応できる体制を確保する必要があります。

【対策】

令和 3 年度までの基本計画の期間内において、RSN への相談状況に応じ、適正な人員配置など、RSN の相談体制・機能の充実・強化が図られるよう、業界において支援を実施します。

(5) 兵庫県遊技業協同組合における依存症対策の体制整備

ア 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化

【現状】

ぱちんこ業界においては、平成 29 年 4 月、ぱちんこへの依存防止対策の専門員として、ぱちんこ営業所にアドバイザーを配置するための取組を開始しました。アドバイザーとして、ぱちんこ営業所において、ぱちんこへの依存問題に関する相談等に対応するものであり、平成 30 年 12 月までに 3 万人以上が修了証の発行を受けるなど、取組を推進しています。

「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の配置

平成 29 年 10 月から、パチンコ店の店長をはじめとする従業員を対象に「安心パチンコ・パチスロアドバイザー講習」を受講させ、しており、受講修了証を交付している。

昨年末までに延べ 28 回開催し、1,533 名、1 店舗平均 3.84 人が受講しており、今後も受講者を増加させ、依存問題対策に的確に対応させることとしています。

【課題】

業界団体においては、講習受講者の増加を図るとともに、アドバイザーの活動ツールとして、『安心パチンコ・パチスロアドバイザー』活動の手引き(Q&A) (以下「手引き」という。)、告知ポスター及びリーフレットを作成するなどの取組を推進しており、引き続き、アドバイザーがぱちんこ営業所にお

ける依存防止対策の専門員として適切な活動を行うことができるよう取り組んでいく必要があります。

【対 策】

令和3年度までに、手引きの内容を充実させるなど、アドバイザーの運用の改善方策について検討・実施します。

イ ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程の制定

【現 状】

ぱちんこ業界では、各ぱちんこ営業所向けに、依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等を策定し、ぱちんこへの依存防止対策についての従業員への教育、相談窓口ポスターの店内掲示、初心者への適度な遊技方法の案内等を推進するなど、ぱちんこへの依存防止対策に取り組んでいます。

【課 題】

ぱちんこへの依存防止対策の一層の推進を図るため、依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等を有益に活用するための見直しが必要であります。

【対 策】

令和元年度に、現在運用している依存（のめり込み）問題対応ガイドライン等を基に、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程として「依存問題対策要綱」（仮称）を制定・公表し、ぱちんこへの依存防止対策の一層の推進を図ります。同要綱には、広告・宣伝に係る指針、18歳未満の者のぱちんこ営業所への立入りを防ぐ取組等を盛り込むこととします。

また、毎年度、同要綱に基づく対策の実施状況について、報告書を作成・公表します。

5 その他の取組について

(1) 競 輪

【現 状】

経済産業省が所管する自転車競技法に基づく公営競技。1948年、福岡県の小倉競輪場で開催されたのが初めてで、日本発祥の競技です。現在、全国で43箇所の競輪場があります。かつて兵庫県内にも、西宮競輪場、甲子園競輪場がありましたが、県内に競輪場はありません。

しかし、場外車券売場が、三木市に「サテライト阪神」設置され、2018年、姫路市に「サテライト姫路」が開設され、県内に2箇所設置されています。

【課 題】

競輪関係の中央団体では、他の公営競技と同様に様々な取組みを実施し、検討されている。県内2箇所の場外車券売場の状況等把握する必要があります。

【対 策】

競輪関係事業者のヒアリング等実施し、実態把握のうえ、連携関係の構築を図ります。

(2) オートレース

【現 状】

経済産業省が所管する小型自動車競争法に基づく公営競技。1950年に船橋オートレース場で初めて開催された。現在、全国で5場あります。

兵庫県では、競輪と併用で三木市の「サテライト阪神」場外車券売場として、設置されています。

【課 題】

オートレース関係の中央団体では、他の公営競技と同様に様々な取組みを実施し、検討されている。県内唯一の場外車券売場の状況等把握する必要があります。また、電話投票による売り上げが伸びており、その県内の状況に留意する必要があります。

【対 策】

オートレース関係事業者のヒアリング等実施し、実態把握のうえ、連携関係の構築を図ります。

(3) 違法な賭博

【現 状】

賭博は、刑法第 185 条によって「50 万円以下の罰金または科料に処する」と規定されている違法行為です。

賭博は、何らかの偶然性によって勝敗を決め、勝ったものが金銭等を得て、負けたものが失うと考えられます。

麻雀は、その人の技術が勝敗に影響する部分もあるが、100%予測を的中させることはできません。偶然の要因もあるため、その結果に金銭を賭ける麻雀は賭け麻雀として、違法な行為と判断されます。

【課 題】

賭け麻雀、或いは、賭けゴルフ、野球賭博など、公にされているわけではなく、実態を把握することが非常に困難であると考えます。実態把握できる方法があるのか、また、賭け麻雀等におけるギャンブル等依存症との関係も把握する必要があります。

【対 策】

警察とも協力し、賭け麻雀は違法なものであることを、このギャンブル等依存症対策を推進する中で普及啓発するとともに、ギャンブル等依存症へ予防対策も講じる必要があります。

(4) IR

【現 状】

平成 28 年 12 月に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（平成 28 年法律第 115 号）いわゆる IR 整備法によって、カジノを含む統合リゾート（IR）の誘致が進められています。

特に、近隣の大阪府・大阪市、和歌山県が積極的に誘致を進めています。

ただ、政治家を巻き込んだ汚職事件、新型コロナ禍の影響により、当所の予定より遅れることが余儀なくされています。国の方針では、最大で 3 箇所認めることとされています。

【課 題】

隣接する大阪府・大阪市で整備されることになれば、兵庫県への影響も相当なものになります。今後、その影響を想定した施策展開も検討する必要があります。

本計画においても 3 年ごとの見直しを図られることから、IR の影響も加味

した計画に見直す必要があります。

【対 策】

今後、関係機関との連携のうえでも IR 対策も想定した意見交換等していく必要があります。